

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第727号 平成26年4月25日

サイバー補導

警察庁の調べによると、「交流サイト（コミュニティーサイト）」を利用して性犯罪等の被害に巻き込まれた18歳未満の少女が、昨年は1293人（対前年20%増）にも上り、統計を取り始めた2008年以降最多となった事が明らかとなりました（2月27日付朝日新聞他）。

「交流サイト」というのは、異性間の交流を目的とする「出会い系サイト」以外のサイトで、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やツイッター等があり、多くの人と交流する事が可能です。

なお、「出会い系サイト規制法」では、18歳未満の利用や性行為を誘う書き込みは禁止されていますが、「交流サイト」は規制対象外であり、いわば野放しの状態となっています。

特に、スマートフォンの無料通話アプリには犯罪を助長している面があり、被害少女の約3分の1に当たる352人は、IDを公開した事により被害を受けたとされています。

こうした「交流サイト」を通じた少女の犯罪被害の急増に対して対策が追いついていないというのが現状ですが、こうした中、警察が始めた「サイバー補導」は、一定の効果を上げている様です。

この「サイバー補導」というのは、「交流サイト」で警察官が身分を明かさずにやり取りした後、実際に会って注意や指導をするというものです。

警察庁の発表によると、「交流サイト」等で援助交際や下着の売買を持ちかける書き込みをしたとして、19都道府県で18歳未満の子ども158人（北海道警察では13人）を「サイバー補導」しています（2月27日付北海道新聞他）。

子ども達は、ちょっとした好奇心から安易に「交流サイト」に繋がってしまうのかも知れませんが、子ども達の無防備さは、何時犯罪被害者になってもおかしくないという危うさを秘めています。

北海道警察では、子ども達の間「サイバー補導」が行われているという事が浸透すれば犯罪被害の抑止に繋がるとしており、私もそうあって欲しいと期待しています。

ところで、私には「交流サイト」に関して、非常に気になる数字があります。そ

れは、警察庁の調べによると、「交流サイト」を利用して被害に遭った18歳未満の少女の内、55.5%は保護者から注意を受けた事がなく、かつ、全体の95%は有害サイトの閲覧を制限するフィルタリング機能を利用していなかったという驚くべき現実です（平成25年12月11日付朝日新聞他）。

フィルタリング機能は、18歳未満が使用する携帯電話に付ける事を業者には義務付けしていますが、保護者の判断があれば付けなくても良いという抜け道があります。

学校が情報教育に熱心に取り組み、また、警察が「サイバー補導」等を通じて必死に子ども達を犯罪被害から守ろうと努力していても、保護者の皆さんが、そうした事に関心を持たず放任していれば、子ども達を犯罪から守る事は出来る筈もありません。

保護者には、子ども達を犯罪から守る上で一義的責任があるという事を、肝に銘じていただきたいと思います。（塾頭：吉田 洋一）